

平成12年1月28日制定（空 航第 100号・空 乗第 23号）
平成12年6月2日一部改正（空 航第 420号・空 乗第 97号）
平成14年2月1日一部改正（国空航第1221号・国空乗第1649号）
平成15年4月8日一部改正（国空航第1299号・国空乗第1672号）
平成16年8月25日一部改正（国空航第 483号・国空乗第 185号）
平成19年5月28日一部改正（国空航第 150号・国空乗第 91号）
平成23年6月30日一部改正（国空航第 543号・国空乗第 133号）
平成24年6月1日一部改正（国空航第 172号）
平成27年3月30日一部改正（国空航第1004号）
平成30年6月12日一部改正（国空航第 183号）
令和元年7月8日一部改正（国空航第 626号）
令和7年5月26日一部改正（国空安政第410号）

国土交通省航空局安全部長

航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準

1. 目的

この基準は、本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準を定めることを目的とする。

2. 基準

2-1 国際航空運送事業に使用される航空機、又は国際航空輸送を除く航空運送事業に使用される客席数が60を超える航空機若しくは最大離陸重量が25,000キログラムを超える航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 耐空証明において最少乗組員数が2人以上と指定されている航空機に乗務する操縦士及び航空機関士の年齢の上限は、68歳未満とする。ただし、(9)に規定する場合を除き、60歳未満の操縦士が1人以上乗務すること。
- (2) 耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、次のとおりとする。
 - ① 国際有償運航に乗務する操縦士の年齢は、60歳未満とする。
 - ② 国内有償運航又は国際・国内無償運航に乗務する操縦士の年齢は、68歳未満とする。ただし、(9)に規定する場合を除き、当該操縦士の他に当該運航に適した資格等を有する60歳未満の操縦士が乗務すること。
- (3) 63歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、緊急時における対応等の項目について定期訓練時等に付加的な訓練を実施するものとし、その具体的な内容を運航規程又は同附属書に定めること。
- (4) 65歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、急性機能喪失（インキャパシテーション）への対応に関する訓練を定期的に行っている航空機乗組員同士を組み合わせること。
- (5) 65歳以上の航空機乗組員の乗務時間等については、以下のとおりとする。
 - ① 「運航規程審査要領細則」（平成12年1月28日空航第78号）の第2章が適用されるとき
「航空機乗組員の乗務割について」（令和元年7月5日国空航第625号）に定める累積乗務時間（連続28日間で100時間及び連続365日間で1,000時間を超えないこと）及び累積飛行勤務時間（連続7日間で60時間及び連続28日間で190時間を超えないこと）のそれぞれ8割。
 - ② 「運航規程審査要領細則」の第3章又は第4章が適用されるとき
「運航規程審査要領細則」に定める乗務時間（1暦月100時間、3暦月270時間及び1暦年1,000時間を超えないこと）のそれぞれ8割。
- (6) 65歳以上の航空機乗組員の乗務による国際運航を行う場合は関係国の了解を得ること。
- (7) 65歳以上の航空機乗組員は、別に定める「航空身体検査付加検査実施要領」（以下「要領」という。）に定める検査（以下「付加検査」という。）を受け、これに合格していること。
- (8) 60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合であって、付加検査の間診等の結果、疲労、時差等について考慮する必要がある航空機乗組員については、乗務割等について配慮を行うこと。

(9) 60歳以上65歳未満の操縦士を組み合わせる乗務させる場合

- ① 健康管理部門の乗員健康管理医、健康管理担当者及び必要に応じて契約指定機関に所属する指定航空身体検査医との間において、常時連絡ができる体制が整備されていること。「運航規程審査要領細則」(平成12年1月28日空航第78号)の第2章が適用されるとき
- ② 健康管理部門、乗員健康管理医及び運航管理部門との間において、60歳以上の操縦士について加齢による影響と考えられる定期審査及び航空身体検査等の結果を共有し、必要に応じ対策が講じられる体制が整備されていること。
- ③ 航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付合格(「航空身体検査マニュアル」(平成19年3月2日国空乗第531号)Ⅱ-4-3対象者に限る。)の判定を受けた者を組み合わせる乗務させる場合には、その可否について国土交通大臣の判定を受けることとしていること。

2-2 国内において路線を定めて行う航空運送事業に使用される客席数が60以下であり、かつ、最大離陸重量が25,000キログラム以下の航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準は、以下のとおりとする。

(1) 62歳未満の者を乗務させる場合

- ① 機長のみで運航できる場合(注)であっても、機長以外の操縦士であって、事業用操縦士の資格についての技能証明(ヘリコプターの場合は型式限定の資格を有すること。)及び計器飛行証明(飛行機の場合に限る。)を有する者を乗務させること。
(注) 耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機であって、客席数が9以下のものでも視界飛行方式により飛行を行う場合。
- ② (4)に規定する場合を除き、機長又は機長以外の操縦士のいずれかは60歳未満であること。
- ③ 運航規程に次の項目を規定し認可を受けること。
ア. 航空機乗組員は、自ら乗務に適した健康状態を維持するとともに運航に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場合には乗務しないこと。
イ. 航空機乗組員は、職務の遂行に当たり、心身に支障のない状態にあることを相互に確認しあうこと。
ウ. 運航管理者、運航管理担当者等は、航空機乗組員の心身が飛行に支障のある状態にあることが判明した場合には、当該飛行を実施させない等所要の措置をとること。

(2) 62歳以上の者を乗務させる場合であって、国内有償運航を行う場合

- ① 耐空証明において最少乗組員数が2人以上と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、68歳未満とする。ただし、(4)に規定する場合を除き、60歳未満の操縦士が1人以上乗務すること。
- ② 耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、68歳未満とする。ただし、(4)に規定する場合を除き、当該操縦士の他に当該運航に適した資格等を有する60歳未満の操縦士が乗務すること。
- ③ 63歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、緊急時における対応等の項目について定期訓練時等に付加的な訓練を実施するものとし、その具体的な内容を運航規程又は同附属書に定めること。
- ④ 65歳以上の航空機乗組員は、要領に定める付加検査を受け、これに合格していること。
- ⑤ 65歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、急性機能喪失(インキャパシテーション)への対応に関する訓練を定期的に行っている航空機乗組員同士を組み合わせること。
- ⑥ 65歳以上の航空機乗組員の乗務時間等については、以下のとおりとする。
ア. 「運航規程審査要領細則」の第2章が適用されるとき
「航空機乗組員の乗務割について」に定める累積乗務時間(連続28日間で100時間及び連続365日間で1,000時間を超えないこと)及び累積飛行勤務時間(連続7日間で60時間及び連続28日間で190時間を超えないこと)のそれぞれ8割。

イ. 「運航規程審査要領細則」の第3章又は第4章が適用されるとき
「運航規程審査要領細則」に定める乗務時間(1暦月100時間、3暦月270時間及び1暦年1,000時間を超えないこと)のそれぞれ8割。

(3) 60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合であって、付加検査の問診等により、疲労、時差等について考慮する必要がある航空機乗組員については、乗務割等について配慮を行うこと。

(4) 60歳以上65歳未満の操縦士を組み合わせる乗務させる場合

- ① 健康管理部門の乗員健康管理医、健康管理担当者及び必要に応じて契約指定機関に所属する指定航空身体検査医との間において、常時連絡ができる体制が整備されていること。
- ② 健康管理部門、乗員健康管理医及び運航管理部門との間において、加齢による影響と考えられる定期審査及び航空身体検査等の結果を共有し、必要に応じ対策が講じられる体制が整備されていること。
- ③ 航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付合格(「航空身体検査マニュアル」Ⅱ-4-3対象者に限る。)の判定を受けた者を組み合わせる乗務させる場合には、その可否について国土交通大臣の判定を受けることとしていること。

(5) 最小乗組員数が1人である航空機に係る特例

(1) ①及び②並びに(2) ②及び⑤の規定にかかわらず、最小乗組員数が1人である航空機にあつては、付加検査を受け、これに合格している60歳以上の操縦士1人のみで乗務することができる。

附則

1. この基準は、平成12年2月1日から適用する。
2. 「定期航空運送事業、定期航空運送事業者が行う不定期航空運送事業（二地点間旅客輸送及び二地点間ヘリ輸送を除く。）、又は国際不定期航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」（平成8年9月24日付け空航第661号／空乗第186号）及び「二地点間旅客輸送及び二地点間ヘリ輸送に60歳以上の操縦士を乗務させる場合の基準」（昭和63年9月7日付け空航第796号（平成8年9月24日までの改正を含む。）、以下両通達を「旧通達」という。）は、廃止する。
3. 旧通達に基づき実施された航空身体検査付加検査は、本基準に基づくものとみなす。

附則（平成12年6月2日）

1. この基準は、平成12年6月2日から適用する。

附則（平成14年2月1日）

1. この基準は、平成14年2月1日から適用する。

附則（平成15年4月8日）

1. この基準は、平成15年4月8日から適用する。

附則（平成16年8月25日）

1. この基準は、平成16年9月1日から適用する。
2. （削除）

附則（平成19年5月28日）

1. この基準は、平成19年5月28日から適用する。

附則（平成23年6月30日）

1. この基準は、平成23年7月1日から適用する。

附則（平成24年6月1日）

1. この基準は、平成24年6月1日から適用する。
2. 当面の間、2－1のうち、無償運航については、60歳以上の操縦士を組み合わせる乗務させる場合の基準は適用しないことができる。

附則（平成27年3月30日）

1. この基準は、平成27年4月23日から適用する。

附則（平成30年6月12日）

1. この基準は、平成30年7月17日から適用する。

附則（令和元年7月8日）

1. この基準は、令和元年10月1日から適用する。
2. 本基準の適用日までに「運航規程審査要領細則」附則（令和元年7月5日、国空航第625号）2.の適用を受けた航空運送事業者に係る本基準2. 2－1（5）及び同2－2（2）⑥の適用については、同要領細則附則2.の適用において別途航空局安全部運航安全課長が定めた期間は、なお従前の例によるものとする。

附則（令和7年5月26日）

1. この基準は、令和7年10月1日から適用する。